

※平成13年3月現在の法令等に即した内容となっています。

※個々の事例は、必ずしも事案の内容の全部を十分に表現しているとはいえないため、類似事案に応用する場合には慎重を期する必要があります。

## (過少・無申告加算税)

### 143 共同相続人間で遺産であるか否かについて争いがある場合の正当な理由

#### 【照会要旨】

相続人Aは、X社の株式(内縁の妻B名義)について遺産に属するか否かについてBとの間で争いがあったこと(Aは遺産であると主張し、Bは自己の固有財産であると主張し、裁判所で係争中である。)から、X社の株式を相続税の計算の基礎に算入しないところで期限内申告書を提出していたが、課税庁の調査により、当該株式は相続財産と認定できるとの指摘を受けたことから、これを相続税の計算の基礎に算入して修正申告書を提出した。

なお、Aは、①当該期限内申告書に「係争中の財産があり、勝訴判決確定時に修正申告をします。」旨を付記していたが、②当該期限内申告時点において、X社の株式は、生前被相続人が自ら銀行借入をするなどして取得したものあることを知っていた。

この場合、X社の株式を相続税の計算の基礎に算入しなかったことにつき、通則法第65条第4項に規定する「正当な理由」があると言えるか。

#### 【回答要旨】

相続人Aは、申告当時、X社の株式が被相続人の遺産であるという認識を有し、それを裏付ける事情があることから、本件申告当時において、X社の株式の帰属をめぐって裁判所で係争中であるからとあって、X社の株式を相続税の計算の基礎に算入しなかったことにつき「正当な理由」があるとは言えない。

なお、期限内申告書に係争中の財産の存在を付記したからとあって、過少申告が正当化されるものではない。

#### 【関係法令通達】

通則法 65

最高裁 平成11年6月10日判決